**平成２１年（フ）第７９７号**
盛岡市西見前15地割22番地５、旧住所盛岡市西見前19地割４番地11
債務者　安倍　　静
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第８０１号**
岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林42番地84
債務者　武田由美子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第８０８号**
岩手県岩手郡滝沢村大釜字中道56番地２
債務者　日向ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第８０９号**
盛岡市山岸６丁目２番17号
債務者　板垣　崇志
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第４３８号**
群馬県高崎市剣崎町847番地３
債務者　剱持はるみ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第４５２号**
群馬県高崎市箕郷町下芝542番地１
債務者　櫻井　勝巳
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

**平成２０年（フ）第２５７号**
千葉県東金市家徳827番地５、申立時の住所千葉県山武郡九十九里町小関3037番地８
債務者　藤本　伸惠
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２１年（フ）第２３１号**
千葉県山武市松尾町八田53番地２
債務者　宮崎　清美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２１年（フ）第２４９号**
千葉県山武郡大網白里町みずほ台１丁目47番地15
債務者　弓場　良子（旧姓野上）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２１年（フ）第２５５号**
千葉県山武郡大網白里町南横川3115番地55
債務者　黒田　淳子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２１年（フ）第７５９号**
神奈川県小田原市城山２―４―16　アーク城山304号室、住民票上の住所神奈川県秦野市曽屋１丁目３番11号
債務者　松島　和弘
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第７６７号**
神奈川県厚木市戸田973番地１　小澤ハイツＢ
債務者　山口　忠道
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第９７号**
新潟県三条市南四日町４丁目10番15―455号
債務者　中澤　啓至
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　新潟地方裁判所三条支部

**平成２１年（フ）第９８号**
新潟県三条市南四日町４丁目10番15―455号
債務者　中澤　和代
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　新潟地方裁判所三条支部

**平成２１年（フ）第４８４号**
静岡県裾野市上ケ田221番地の21
債務者　二本木義昭
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第５６１号**
静岡県沼津市東椎路243番地の１
債務者　望月　周子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第５６３号**
静岡県沼津市大岡386番地の18　三沢マンション302号、前住所静岡県沼津市高島町12番６号
債務者　小川　博市
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第４１５号**
大阪府松原市新堂３丁目８番９号
債務者　リビングワーカーズこと　木本　武利
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係